

第4章 各段階における対策

※国内発生地域が都内だった場合は、国内発生早期の対応に加え、都内発生早期の対応も実施する。

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期	小康期	
目的	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えた体制整備 発生時の対応の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 国内侵入の遅延と早期発見 都内発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 都内発生に備えた体制整備 発生の情報収集 適切な医療提供 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大の抑制 適切な医療提供 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 医療提供体制の維持 健康被害の抑制 区民生活及び経済活動への影響の最小化 	<ul style="list-style-type: none"> 区民生活及び経済活動の回復 流行の第二波への準備 	
実施体制	(仮称)新型インフルエンザ等対策検討会議設置【P3、8、13】	新型インフルエンザ等対策本部設置(任意設置)【P8、13】 新型インフルエンザ等対策本部設置(緊急事態宣言後必置)【P8、13】				新型インフルエンザ等対策本部廃止【P8】	
1 サーベイランス・情報収集	平常時のサーベイランスを実施【P31、38、42、46、53、59】 ①インフルエンザサーベイランス ②ウイルスサーベイランス ③東京感染症アラート ④インフルエンザ様疾患発生報告 ⑤入院サーベイランス ⑥クラスターサーベイランス					クラスターサーベイランス中止【P53】	
		東京感染症アラートによる全数ウイルス検査【P32、38、42、46】			全数ウイルス検査中止【P53】		
2 情報提供・共有	新型インフルエンザ等の知識・感染予防策の周知【P32、38、43、47、53】					第一波の終息を発表 第二波に備える必要性を情報提供【P60】	
	各発生段階への移行、発生状況等の情報提供【P38、43、47、53】						
	医療機関受診手順の周知【P38】		医療機関受診方法切替の周知【P53】				
	関係機関に新型インフルエンザ等発生時の対応検討を要請【P33】	関係機関に新型インフルエンザ等発生時の対応を確認 国内(都内)発生に備えた協力を要請【P38、43】		関係機関に感染拡大防止策の強化・徹底を依頼【P47、53】			
3 区民相談	【健康相談】 保健医療の相談体制構築【P33】	新型インフルエンザ相談センターを設置(夜間・休日は都内保健所共同設置)【P39、43、48、54】				専門外来への振り分け終了【P54】	
		保健医療に関する一般相談について、民間のコールセンターへ委託【P43、48、54】					コールセンターへの委託終了【P60】
	【その他の相談】 全庁的な相談体制構築【P34】	新型インフルエンザ等の影響が考えられる業務の相談について各部で対応【P43、48】				相談窓口の体制を縮小【P60】	
		問合せ窓口一覧を作成【P48】		臨時休業、イベントの中止等重要な情報について、相談体制を強化【P54】			
		相談内容を対策本部等で共有【P48】					
4 感染拡大防止	感染拡大防止策の検討・決定【P34】	感染拡大防止策の周知・協力要請【P39】	感染拡大防止策の実施【P43】	感染拡大防止策の徹底【P49、55】			
		学校・社会福祉施設等における感染拡大防止策(行事の中止・臨時休業等)実施の基準を検討【P40、44】	(集団発生が見られる場合等必要に応じ、)学校・社会福祉施設等における感染拡大防止策(行事の中止・臨時休業等)を実施【P48、54】				
		区内施設の利用制限について、都内発生に備え、対応を検討【P40、44】	(感染リスクを考慮した上で必要に応じ、)区内施設利用の自粛を要請【P49、55】				
		緊急事態宣言あり⇒都の指示により、不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限等実施【P54、62】					
		積極的疫学調査・入院勧告措置等対応の準備【P39】		濃厚接触者への対応等実施【P49】	濃厚接触者を特定しての措置中止【P54】		
		感染拡大防止策の要請を解除【P60】					

※国内発生地域が都内だった場合は、国内発生早期の対応に加え、都内発生早期の対応も実施する。

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期	小康期
5 予防接種	<p>ワクチン供給計画作成【P34】</p> <p>特定接種の体制構築【P35】</p> <p>住民接種の体制構築【P35】</p>	<p>特定接種の実施【P40、44、50】</p> <p>住民接種の実施準備【P40、44、50、55】</p>	<p>緊急事態宣言なし⇒予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施 緊急事態宣言あり⇒特措法46条に基づき予防接種法第6条第1項に規定する臨時接種を実施【P44、50、55、64】</p>			<p>第二波に備え、未接種者に接種勧奨【P60】</p>
6 医療	<p>医療機関のBCP及び地域医療のBCPの策定促進【P35】</p> <p>【一次・二次医療機関、薬局】 夜間(準夜帯)・休日の外来診療体制整備【P35】</p> <p>【二次・三次医療機関】 入院・外来・診療科ごとの医療機関受入体制整備【P35】</p>	<p>感染症診療協力医療機関において新型インフルエンザ専門外来開設【P40】</p> <p>夜間(準夜帯)・休日の外来診療実施準備【P50】</p> <p>医療機関受入体制に基づく医療連携及び医療提供準備【P50】</p>	<p>専門外来による新型インフルエンザ等罹患疑い患者受入れ【P40、44、50】</p> <p>新型インフルエンザ等患者について感染症指定医療機関への入院勧告【P41、50】</p>	<p>全ての医療機関で患者受入れ【P56】</p> <p>入院勧告中止【P56】</p> <p>輪番制、応援体制、薬剤の分配・集約を実施【P56】</p> <p>医療機関・薬局の業務継続(閉鎖)状況の把握【P57】</p> <p>医療機関受入体制に基づく医療連携及び医療提供【P57】</p>	<p>平常の医療サービス提供体制への復帰【P61】</p>	
7 区民生活及び経済活動の安定の確保	<p>要援護者への生活支援等の具体的手続きを検討【P36】</p> <p>埋火葬を円滑に行うための体制整備【P36】</p>	<p>要援護者への生活支援等について、都内感染期に向け準備【P41、44】</p> <p>食料・生活必需品の確保・調達について、区内業者等に周知し、都内発生、流行に備えた準備を依頼【P41、45】</p> <p>ごみ処理について、都内感染期に向け準備【P44】</p>	<p>関係団体に要援護者の安否確認等の実施を要請【P51、58】</p> <p>遺体の一時収容所の確保を検討【P51】</p> <p>食料・生活必需品の確保・調達について、区内業者等に対応を要請【P51、58】</p> <p>ごみ排出抑制を要請【P51、58】</p>	<p>遺体の一時収容所を確保し、適切に運用【P58】</p>	<p>平常時の区民生活への回復【P61】</p>	

1 未発生期

< 未発生期 >

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

< 目的 >

発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。

< 対策の考え方 >

- 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から、本行動計画等を踏まえ、都や他区市町村、関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、区民及び事業者等との共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザの発生時のサーベイランスの具体的な実施方法及び実施時期をあらかじめ確認しておく。

< 平常時（新型インフルエンザ発生前）から実施するサーベイランス >

① インフルエンザサーベイランス（患者発生サーベイランス）

インフルエンザ定点医療機関のうち区内にある 7 医療機関（平成 25 年 4 月現在）からの情報を集積し、区内の発生状況を把握するとともに、都への報告を行う。【保健衛生部】

② ウイルスサーベイランス（病原体サーベイランス）

病原体定点医療機関のうち区内にある 1 医療機関（平成 25 年 4 月現在）から搬入されたウイルスの検査結果を共有し、医療機関との連絡調整を強化する。【保健衛生部】

③ 東京感染症アラート

区内医療機関において、鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）等の感染症が疑われる患者の診療を行った旨報告を受けた場合は、検査の実施について都と協議した上で、検体を確保し、東京都健康安全研究センターに検体を搬入する。【保健衛生部】

- ④ インフルエンザ様疾患発生報告(学校等)/感染症等集団発生時報告(社会福祉施設)
学校、幼稚園及び保育所の臨時休業実施の状況及び社会福祉施設のインフルエンザ様疾患の集団発生状況を把握し、関係課間で情報を共有するとともに、都への報告を行う。【保健衛生部】
- ⑤ インフルエンザ入院サーベイランス（重症患者サーベイランス）
基幹定点医療機関のうち区内にある1医療機関（平成25年4月現在）におけるインフルエンザによる入院患者の状況を把握し、都への報告を行う。【保健衛生部】
- ⑥ クラスター（集団発生）サーベイランス
前記④の集団発生報告時に、集団発生等のあった学校・施設等の協力を得て、患者から検体を採取し、東京都健康安全研究センターに検体を搬入する。このサーベイランスは、定点医療機関当たり患者報告数1.0人（週）を超えるまで継続する。【保健衛生部】

<臨時で実施する新型インフルエンザのサーベイランス>

- ⑦ 東京感染症アラートによる全数ウイルス検査
海外発生期から都内発生早期までの間に、新型インフルエンザ専門外来において、東京感染症アラートの独自検査基準を満たす新型インフルエンザの感染が疑われる患者の全数遺伝子検査を実施する。専門外来からの報告を受けた場合は、検査の実施について都と協議した上で、検体を確保し、東京都健康安全研究センターに検体を搬入する。【保健衛生部】

(2) 情報提供・共有

区民及び事業者等に新型インフルエンザ等についての正しい知識など基本的な情報と、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の標準的な予防策について周知し、新型インフルエンザ等の発生時に混乱のないよう普及啓発を行う。

また、各発生段階に対応した適切な内容を伝えるため情報提供体制を構築するとともに新型インフルエンザ等の発生時に関係機関と連携し、統一的な対応を図れるよう連絡体制を整備する。

ア 区民等への情報提供

- ① 新型インフルエンザ等の基本的な情報や、マスク着用、咳エチケット、手洗い等、季節性インフルエンザ等に対しても実施すべき個人レベルの感染予防策を、区のホームページやツイッターなどの広報媒体により周知する。また、新型インフルエンザ等に罹患（または疑い）と診断された場合は、都や区からの情報に従って医療機関の受診をすることを事前に周知する。【保健衛生部、各部】
- ② 区行動計画をホームページに掲載するなどして、発生時に実施する対策や区の事業継続体制について、広く周知する。【企画政策部、総務部、保健衛生部】

＜1 未発生期＞

- ③ 関係団体・事業者等に新型インフルエンザ等に関する情報提供を行うとともに、対応について意思統一を図る。【保健衛生部、各部】
- ④ 発生時は区が区民や事業者に感染拡大防止策の協力を求めること、政府が緊急事態を宣言した場合は、必要に応じて特措法に基づき不要不急の外出の自粛や施設の使用制限の要請等もあり得ることを事前に周知し、理解を求める。【総務部、保健衛生部】
- ⑤ 情報が伝わりにくい高齢者や障害者、外国人などに対しては、関係団体等の協力を得て情報提供するなど留意する。【保健衛生部、各部】

イ 情報共有

- ① 情報が届きにくい高齢者や外国人など様々な対象者を想定し、発生段階ごとの効果的な広報内容、区の広報媒体、メディアの活用及び関係団体と連携した広報の実施方法について事前に検討し、広報手段を整備する。特に、新型インフルエンザ等の発生、都内での発生、政府の緊急事態宣言など、区民への重要な情報については、事前に検討しておく。【企画政策部、総務部、保健衛生部、各部】
- ② 新型インフルエンザ等対策の会議の開催や通知等により、庁内の情報共有を図り、災害対応と同様の緊急連絡体制を整備する。さらに、訓練等を通じて区と都や他区、区と区民・事業者等との連携をより緊密にしていく。【総務部、保健衛生部】
- ③ 発生時及び政府の緊急事態宣言時の以下の事項を検討するとともに、お知らせ等により関係者に事前周知する。【各部】
 - ・コミュニティバスの運行【区民部】
 - ・区民施設等の施設貸出、催物の開催などの運営管理【各部】
 - ・学校、社会福祉施設等の運営管理【福祉部、男女協働子育て支援部、保健衛生部、教育推進部】
 - ・学校保健安全法等に基づく対応方針【男女協働子育て支援部、保健衛生部、教育推進部】
 - ・清掃工場や資源の搬入先等の対応について委託事業者と確認【資源環境部】
 - ・その他各部業務の具体的な対応【各部】

(3) 区民相談

全庁的な相談体制を構築するとともに、発生段階に応じた体制整備を図る。

- ① 臨時電話の設置、職種別の役割分担、保健医療に関する相談対応体制等の整備について確認する。【保健衛生部】

- ② 発生時に、区民からの相談に応じるため、コールセンター等を設置する準備を進める。【保健衛生部】
- ③ 発生時の多様な相談に対応できるよう、発生段階に応じた相談体制について事前に検討し、必要な準備を行う。【各部】

(4) 感染拡大防止

マスク着用、咳エチケット、手洗い等の飛沫感染予防策、接触感染予防策等の徹底を図るとともに、発生時の感染拡大防止策を定めておく。

- ① マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の普及を図る。【企画政策部、保健衛生部】
- ② 感染が疑わしい場合の受療方法や行動について理解促進を図る。【企画政策部、保健衛生部】
- ③ 学校、社会福祉施設等においては、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底などの感染予防策について、マニュアルにそった周知を行う。【総務部、福祉部、男女協働子育て支援部、保健衛生部、教育推進部】
- ④ 各発生段階における個人や事業者等に対する感染拡大防止策の実施内容について周知し、理解を求める。【企画政策部、保健衛生部】
- ⑤ 発生時に実施する積極的疫学調査について、部内の体制等を事前に確認する。【保健衛生部】
- ⑥ 発生時に、医療従事者等新型インフルエンザ等の対策従事者が使用する個人防護具（PPE）について、備蓄計画を策定し、必要数を備蓄する。備蓄場所については、庁舎内倉庫のほか、医療機関内等、緊急時に対応しやすい場所を検討する。また、個人防護具（PPE）の着脱訓練を実施し、必要時に速やかに使用できるよう準備を行う。【保健衛生部】

(5) 予防接種

円滑なワクチン供給体制と、特定接種及び住民接種の集団的接種方法の整備を図る。

ア ワクチンの供給体制

- 【国】 地域的な偏在が生じないよう流通体制を構築する。
- 【都】 国から要請があった場合に備えて、都内におけるワクチンの円滑な供給体制を構築する。
- 【区】 ワクチン供給計画を作成し、ワクチンの必要数をあらかじめ試算する。

イ 特定接種

- ① 国からの協力依頼に基づき、自ら接種体制を確保することが困難な登録事業者に対し、医師会等と連携し、接種体制を検討する。【保健衛生部】
- ② 特定接種対象業務に従事する区職員の接種体制を構築する。【総務部、保健衛生部】

ウ 住民接種

- ① 医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の確保や接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。【保健衛生部】
- ② 政府行動計画に示されている区分（i 医学的ハイリスク者、ii 小児、iii 成人・若年者、iv 高齢者）ごとの接種対象者をあらかじめ試算する。【保健衛生部】
- ③ 文京区民が他の自治体で接種する場合、または、他自治体の住民が文京区で接種する場合についての具体的な手続き及び実施方法を検討する。【保健衛生部】

(6) 医療

新型インフルエンザ等の発生に備え、地域における医療提供体制の整備等を促進する。

ア 地域医療体制の整備等

- ① 医療機関等に、区の新型インフルエンザ等への対策の周知を図るとともに、関係機関間の情報共有を推進する。【保健衛生部】
- ② 医療体制検討会議を開催し、関係機関間の情報共有及び連携体制を構築するとともに、各医療機関の診療継続計画（BCP）及び地域医療のBCPの策定等を促進する。
また、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、入院・外来・診療科目ごとの医療機関受入体制を整理する。【保健衛生部】
- ③ ブロック協議会等を活用し、人工呼吸管理が必要な患者や小児の重症患者の受け入れにおける連携、地域における医療確保計画の作成等、広域的な医療体制の整備を促進する。
【保健衛生部】
- ④ 都内感染期における夜間（準夜帯）・休日の外来診療について、輪番制・応援体制など状況に応じた医療体制を整備する。【保健衛生部】
- ⑤ 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。【保健衛生部】

イ 一般医療機関

- ① 内科・小児科等、通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての一般医療機関において院内感染防止対策が進むよう、新型インフルエンザ等に関する知見等の情報提供を行う。
【保健衛生部】

ウ 医療資器材の確保等

- ① 国や都の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況を確認するとともに、新型インフルエンザ等発生時の薬剤の流通経路や処方方法について、都、医師会、薬剤師会等と協議する。
【保健衛生部】
- ② 新型インフルエンザ等の診療を行う医療機関に配付できるよう个人防护具（PPE）等を備蓄しておく。【保健衛生部】

エ 移送

- ① 入院勧告した際に、患者を感染症指定医療機関に移送する体制について、都、民間搬送事業者と協議する。実施にあたっては、都内保健所共通の仕組みで契約や依頼ができるよう調整を進めていく。また、都（福祉保健局）と東京消防庁との間で調整された内容について、区内消防署と情報を共有する。【保健衛生部】

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

高齢者、障害者等要援護者への支援や火葬能力等について事前に把握、検討しておくなど、新型インフルエンザ等の発生時の区民生活の安定の確保のため、準備を行う。

- ① 高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送等の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続を決めておく。
【福祉部、保健衛生部】
- ② 都や他自治体と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。【総務部、区民部、福祉部、保健衛生部】

2 海外発生期

< 海外発生期 >

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

< 目的 >

- 1 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2 都内発生に備えて体制の整備を行う。

< 対策の考え方 >

- 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合を想定して、対応する。
- 2 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3 患者を早期に発見できるよう、区内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4 海外での発生状況について注意喚起するとともに、都内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関等、事業者及び区民に準備を促す。
- 5 医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確認、医薬品提供体制の確立、区民生活及び経済活動の安定のための準備、特定接種の協力等、都内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等の感染拡大をできる限り遅らせるとともに、新型インフルエンザウイルス等の特徴の分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握が必要になる。

また、感染地域からの帰国者・入国者や接触者以外の患者を早期探知するため、感染拡大の早期探知が必要であり、保育所や学校等における集団発生の探知を強化することが重要である。

このため、平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、発生時は臨時

的にサーベイランスを追加し、強化する。

- ① 東京感染症アラートに基づき、感染症アラートの検査基準に該当する、新型インフルエンザが疑われる患者の全数をウイルス検査するとともに、ウイルス検査を伴うクラスター（集団）サーベイランスを実施する。【保健衛生部】
- ② 都、感染症指定医療機関、保健所等の関係機関を結ぶ感染症健康危機管理情報ネットワークシステムを活用し、新型インフルエンザ等の情報を迅速・効率的に共有する。【保健衛生部】

(2) 情報提供・共有

対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。

また、新型インフルエンザ等に関する情報の混乱を防止するため、区民及び事業者等へ海外での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な広報媒体を活用した広報を行う。

ア 区民等への情報提供

- ① 個人レベルでの感染予防策や、新型インフルエンザ等に感染したことが疑われる場合に医療機関を受診する際の手順等についての周知を強化する。【企画政策部、保健衛生部】
- ② 発生状況などWHOや国の最新情報を、区のホームページやツイッターなどの広報媒体のほか関係団体等の協力を得て、区民や事業者等に情報提供し、発生地への渡航者や帰国者に注意喚起を行う。【企画政策部、保健衛生部、各部】
- ③ 区民及び事業者等に感染拡大防止策の協力を求めること、政府が緊急事態を宣言した場合は必要に応じて特措法に基づき施設使用や催物の自粛要請、制限があり得ることを事前に周知し、理解を求める。【企画政策部、総務部、保健衛生部】
- ④ 学校、社会福祉施設に都内感染期や政府の緊急事態宣言時の区への対応の情報提供を行う。【総務部、福祉部、男女協働子育て支援部、保健衛生部、教育推進部】
- ⑤ 情報が伝わりにくい高齢者や障害者、外国人などに対しては、関係団体等の協力を得て情報提供するなど留意する。【保健衛生部、各部】

イ 情報共有

- ① 国内発生に備え、国・都等の情報を収集し、必要に応じ区対策本部を設置するなど、区の方針等を検討する。【総務部、保健衛生部】
- ② 都内感染期や政府が緊急事態を宣言した場合の具体的な対応及び対応の周知方法等を確認する。【各部】

< 2 海外発生期 >

- ③ 各関係団体等の対応について共有する。必要に応じ区対策本部においても情報を集約する。
【各部、総務部、保健衛生部】
- ④ 新型インフルエンザ等の国内発生以後及び政府の緊急事態宣言時の以下の事項を確認するとともに対応をお知らせ等により関係者に事前周知する。【各部】
- ・コミュニティバスの運行【区民部】
 - ・区民施設等の施設貸出、催物の開催などの運営管理【各部】
 - ・学校、社会福祉施設等の運営管理【福祉部、保健衛生部、教育推進部】
 - ・学校保健安全法等に基づく対応方針【男女協働子育て支援部、保健衛生部、教育推進部】
 - ・清掃工場や資源の搬入先等の対応について委託事業者と確認【資源環境部】
 - ・その他各部業務の具体的な対応【各部】

(3) 区民相談

海外において新型インフルエンザが発生した段階で、新型インフルエンザに感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民や事業者等からの保健医療に関する一般相談に対応する。

- ① 相談対応体制に基づき、保健所に相談センターを速やかに開設する。【保健衛生部】
- ② 夜間・休日の保健所閉庁時間帯においては、都内保健所と共同で窓口を設置し、都・区・市保健所の職員が輪番で対応する。【保健衛生部】
- ③ 区民に対し相談センター等の周知を徹底する。【保健衛生部】
- ④ 新型インフルエンザの感染が疑われる患者が相談センター等を介さずに直接一般医療機関を受診することがないように、相談センター等の役割を含め、新型インフルエンザ専門外来へつなげる受診方法について、迅速かつ的確に周知する。【保健衛生部】

(4) 感染拡大防止

区民や事業者に対して、感染予防策の周知を図るとともに、医療関係者等に標準予防策等の徹底を呼び掛ける。

学校にも、都内で発生した場合に備え、臨時休業等対応手順の確認を行うよう呼びかける。

- ① 区内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の家族・同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。【保健衛生部】

＜ 2 海外発生期 ＞

- ② 学校、社会福祉施設等は、マニュアル等によりマスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策について確認する。【福祉部、男女協働子育て支援部、教育推進部】
- ③ 学校、社会福祉（通所）施設等は、区内での発生に備え、国の基本的対処方針や都の対応方針を踏まえた臨時休業の基準を検討する。【福祉部、男女協働子育て支援部、教育推進部】
- ④ 国内で発生以降、発生段階に応じて国の基本的対処方針や都の対応方針を踏まえ、区民や事業者に対し、不要不急の外出の自粛等の呼び掛けや発熱等の症状がある施設利用者の利用制限など、感染拡大防止策の協力を求めることを周知する。【企画政策部、総務部、保健衛生部】
- ⑤ 必要に応じて、区内医療機関に個人防護具（PPE）を配付する。【保健衛生部】

(5) 予防接種

ア 特定接種

国の接種実施の決定を受け、接種対象業務に従事する区職員に対して、ワクチン接種を行う。

また、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

- ① 事前に取り決めた接種体制に基づき、対象となる区職員に対して、速やかに接種を実施する。【総務部、保健衛生部】
- ② 国、都などが示す情報や知見に基づき、接種に必要な情報を区のホームページやツイッターなどを利用して周知する。【保健衛生部】
- ③ 登録事業者における特定接種の進捗状況の情報を収集する。【保健衛生部】

イ 住民接種

事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、準備を開始する。

- ① 医師会、事業者、学校関係者等と具体的な協議を開始し、接種方法の確認及び調整を行う。【保健衛生部】

(6) 医療

新型インフルエンザ専門外来の速やかな開設と新型インフルエンザ^りの罹患が疑われる患者の受入れについて、区内の感染症診療協力医療機関に要請する。感染症診療協力医療機関は、速やかに専門外来を開設する。

専門外来は、新型インフルエンザの感染が疑われる患者から採取した検体を保健所に速やかに提出する。保健所は東京感染症アラートに従い、ウイルス検査を行う東京都健康安全研究センターに検体を搬入する。専門外来の受診者は、新型インフルエンザ相談センターからの紹介に限定するため、区民には専門外来の開設場所を非公開とする。

専門外来は、ウイルス検査の結果が出るまでの間、必要に応じて患者を院内に留め置く。ウイルス検査の結果、陽性と判明した場合、保健所は、感染症法に基づき、患者を入院勧告の対象とし、感染症指定医療機関に移送する。

専門外来を有しない一般医療機関を患者が受診する可能性があるため、一般医療機関に対しても、同様の対応について周知する。

- ① 勧告入院や患者の移送に対応する職員が使用する个人防护具（PPE）などの医療資器材等について、都からの配布スケジュール等を確認する。【保健衛生部】
- ② 院内感染防止策等、必要な情報を医療機関に提供する。【保健衛生部】
- ③ 都と協力し、新型インフルエンザ専門外来を開設する医療機関の受入体制や緊急連絡先等を確認する。【保健衛生部】
- ④ 東京都健康安全研究センターへの検体の搬入にあたって、搬入事務に従事する職員の体制及び庁有車の確保等準備を開始する。【総務部、保健衛生部】

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の消費活動の動向を把握し、適切な行動を呼び掛ける。

- ① 都内感染期以降に特に不足が予想される食料・生活必需品の確保を東京都から業界団体（生産者、卸売業者、小売業者、流通業者、運輸業者など）を通じて要請があった場合は、確保に努めるよう区内当該業者等に周知する。【区民部】
- ② 外出自粛する高齢者等の食料・生活必需品の調達について、関係団体を通じ、これに努めるよう区内当該業者等に要請する。【区民部】
- ③ 社会福祉施設等に対し、通所サービス等を休止した場合における緊急性の高い利用者のリスト作成を要請する。【福祉部】
- ④ 社会福祉施設等に対し情報提供を行なうとともに、対策の確認及び感染防止に努めるよう要請する。【福祉部、保健衛生部】

3 国内発生早期

< 国内発生早期 >

○ 東京都以外のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
(都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態)

※都内で患者が発生した場合は速やかに都内発生早期段階に移行する。

< 目的 >

- 1 都内での発生に備えた体制の整備を行う。
- 2 発生道府県からの情報収集を行い、患者に適切な医療を提供する。

< 対策の考え方 >

- 1 都内での発生に備え、国内での感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- 2 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、都民への積極的な情報提供・相談対応を行う。
- 3 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぐ。

(1) サーベイランス・情報収集

平常時において、通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、臨時的にサーベイランスを実施する。

- ① 引き続き、東京感染症アラートに基づき、感染症アラートの検査基準に該当する、新型インフルエンザが疑われる患者の全数をウイルス検査するとともに、ウイルス検査を伴うクラスター（集団）サーベイランスを実施する。【保健衛生部】

(2) 情報提供・共有

他の道府県で発生した新型インフルエンザ等に関する情報、発生状況等を迅速かつ正確に入手し区民及び事業者等へ情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な媒体を活用した広報を行う。

ア 区民等への情報提供

- ① 国内での新型インフルエンザ等の発生及び政府対策本部の国内発生早期への対策の移行について、区民、事業者等、関係団体、社会福祉施設等に周知する。【企画政策部、総務部、保健衛生部】

- ② 最新情報を区のホームページやツイッターなどの広報媒体のほか関係団体等の協力を得て、広く情報提供し、感染予防策の励行を呼び掛け、都内感染期や政府の緊急事態宣言時の対応の準備を促す。【企画政策部、総務部、保健衛生部、各部】
- ③ 情報が伝わりにくい高齢者や障害者、外国人などに対しては、関係団体等の協力を得て情報提供するなど留意する。【保健衛生部、各部】

イ 情報共有

- ① 都内発生に備え、国・都等の情報を収集し、必要に応じ区対策本部を設置するなど、区の方針等を検討する。【総務部、保健衛生部】
- ② 新型インフルエンザが区内で発生した場合の保健所等への連絡体制など、学校、社会福祉施設と再確認する。【総務部、福祉部、男女協働子育て支援部、保健衛生部、教育推進部】

(3) 区民相談

引き続き、相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。

- ① 引き続き、相談センターにおいて、専門外来の案内、保健医療に関する一般相談等に対応する。【保健衛生部】
- ② 保健医療に関する一般相談については、準備が整い次第、民間のコールセンターに業務委託する。【保健衛生部】
- ③ 夜間・休日の保健所閉庁時間帯における都内保健所共同設置の窓口にも、引き続き職員を派遣し、輪番で対応するが、民間のコールセンターに委託後は、専門外来の案内に特化した対応を行う。【保健衛生部】
- ④ 区民や事業者等からの問い合わせ等に対応するとともに、適切な相談場所に誘導する。【各部】

(4) 感染拡大防止

学校、保育施設、高齢者施設等の社会福祉施設等に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。

- ① 学校、社会福祉施設等は、マニュアル等によりマスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策について確認する。【福祉部、男女協働子育て支援部、教育推進部】

< 3 国内発生早期 >

- ② 区の施設において、窓口職員のマスク着用、消毒剤の設置、ポスターの掲出、出入口の制限等、施設の感染対策を実施する。【施設管理部、各部】
- ③ 感染者の重症度等を国や都から情報収集し、都内発生後の区の感染拡大防止策の対応レベルを検討する。また、感染リスクが高い施設について、国や都の方針に基づき区の方針等を決定し、都内発生時の対応を準備する。【総務部、保健衛生部、各部】
- ④ 必要に応じて、区内医療機関に個人防護具（PPE）を配付する。【保健衛生部】

(5) 予防接種

接種対象の区職員への特定接種が終了していない場合は、引き続きワクチン接種を行う。

住民接種については、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に実施できるよう、準備を進める。

緊急事態宣言が行われている場合は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(6) 医療

新型インフルエンザ専門外来において、新型インフルエンザの罹患が疑われる患者の受入れを引き続き行う。

- ① 患者の増加に備え、新型インフルエンザ患者に対応する病床確保に向けた院内調整を開始するよう、感染症入院医療機関をはじめとする一般医療機関に要請する。【保健衛生部】
- ② 院内感染防止策等、必要な情報を引き続き医療機関に提供する。【保健衛生部】

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の安定供給、ライフライン等の維持、高齢者や障害者等の要援護者への支援やごみ処理等について、都内での発生、流行に備えた準備を依頼する。

- ① ごみ処理について、都内感染期に備えた準備をする。【資源環境部】
- ② 高齢者や障害者等の要援護者への支援について、都内感染期に備えた準備をする。【福祉部、保健衛生部】
- ③ 高齢者・障害者対象の社会福祉施設等に、通所サービス等を休止した場合における緊急性の高い利用者に対する対応の確認を行うよう要請する。【福祉部、保健衛生部】

< 3 国内発生早期 >

- ④ 食料品・生活関連物資等の消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて適切な行動を呼び掛ける。【区民部】
- ⑤ 社会福祉施設（入所）事業者に対して、食料・日用品備蓄の強化を要請する。【福祉部】
- ⑥ 訪問サービス事業者に事業を継続するための体制確保について要請する。【福祉部、保健衛生部】

4 都内発生早期

< 都内発生早期 >

○ 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

※国内発生早期と都内発生早期が同時となる場合がある。

< 目的 >

- 1 都内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2 患者に適切な医療を提供する。
- 3 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

< 対策の考え方 >

1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。

2 医療提供体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、区民への積極的な情報提供を行う。

3 都内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。

4 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関等を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関等での院内感染防止対策を実施する。

5 都内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、区民生活及び区民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。

6 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第、実施する。

(1) サーベイランス・情報収集

平常時において、通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、臨時的にサーベイランスを実施する。

- ① 引き続き、東京感染症アラートに基づき、感染症アラートの検査基準に該当する、新型インフルエンザが疑われる患者の全数をウイルス検査するとともに、ウイルス検査を伴うクラスター（集団）サーベイランスを実施する。【保健衛生部】

(2) 情報提供・共有

都内発生早期の状況について迅速に情報収集・入手し都内発生の対応及び都内感染期に備えた準備するとともに、区民や事業者等に対し、患者等の発生状況、感染予防策、相談体制等についての最新の情報提供を行う。

ア 区民等への情報提供

- ① 都内での新型インフルエンザ等の発生を区民、事業者等、関係団体、社会福祉施設等に周知し、感染拡大防止のために標準予防策の励行を呼び掛ける。【企画政策部、総務部、保健衛生部】
- ② 発生状況など最新情報を区のホームページやツイッターなどの広報媒体のほか、関係団体等の協力を得て区民や事業者等に情報提供し、風評等による混乱防止を図る。【企画政策部、総務部、保健衛生部】
- ③ 患者等の個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際は誹謗中傷、風評被害を惹起しないよう留意し、混乱が生じることのないよう留意する。【企画政策部、総務部、保健衛生部】
- ④ 事業者等には職場での感染拡大防止策の徹底を依頼する。【保健衛生部】
- ⑤ 政府が緊急事態宣言をした場合は、施設の使用制限や催物の開催制限の要請等もあり得ることを事前に周知する。【企画政策部、総務部、保健衛生部】
- ⑥ 情報が伝わりにくい高齢者や障害者、外国人などに対しては、関係団体等の協力を得て情報提供するなど留意する。【保健衛生部、各部】

イ 情報共有

- ① 区対策本部として情報を一元的に管理し、情報を集約するとともに、ホームページやツイッター等を活用したリアルタイムの情報提供を強化する。【企画政策部、総務部、保健衛生部】
- ② 区内の社会福祉施設、学校から、定期的に状況報告を受け、必要な対応を検討する。【総務部、福祉部、保健衛生部】

(3) 区民相談

引き続き、相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。

また、健康相談以外の様々な問合せが考えられるため、相談の多い問合せ窓口一覧を作成し、ホームページに公表し、各局に寄せられた相談内容を対策本部で共有し、必要な対応を講じる。

- ① 相談センターにおける対応を継続するが、都が作成する相談業務のQ&Aの準備が整い次第、保健医療に関する一般相談については、民間のコールセンターに業務委託する。【保健衛生部】
- ② 夜間・休日の保健所閉庁時間帯における都内保健所共同設置の相談センターについては、引き続き職員を派遣し、輪番で対応するが、民間のコールセンターに委託後は、専門外来の案内に特化した対応を行う。【保健衛生部】
- ③ 高齢者、障害者及びその家族からの電話相談体制を敷く。【福祉部、保健衛生部】
- ④ 保育園、児童館、育成室、区立学校（園）等の臨時休業をはじめ、新型インフルエンザ等の発生の影響が考えられる区の業務について、問い合わせへの対応は各部が行う。【男女協働子育て支援部、教育推進部、各部】
- ⑤ 複数の問い合わせに一定程度は回答でき、適切な問い合わせ先を案内できるよう、相談の多い問い合わせについては対応窓口一覧を作成し、ホームページに掲載して公表する。【企画政策部、各部】
- ⑥ 各課に寄せられた区民や事業者等からの相談内容を対策本部等で共有し、必要な対策を講じる。【企画政策部、総務部、保健衛生部】

(4) 感染拡大防止

学校や高齢者施設等の社会福祉施設等に対し、感染予防策を徹底するよう呼び掛ける。関係団体等を経由し、又は直接、区民、事業所及び社会福祉施設等に対し、正確な情報を提供し、感染予防策の励行や従業員の健康管理等を勧奨する。

また、区立施設において、率先して感染予防策を実施する。

- ① 区立学校（園）、保育園等において、新型インフルエンザ等の感染の疑い又は新型インフルエンザ等と診断された幼児・児童・生徒等への対応について、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、マスクの着用など感染拡大防止に努める。【男女協働子育て支援部、教育推進部】
- ② 集団発生が見られた場合は、発症者の状況確認、幼児・児童・生徒の健康観察、臨時休業などの措置を講じる。【男女協働子育て支援部、教育推進部】

< 4 都内発生早期 >

- ③ 区立学校（園）、保育園等での流行が確認された場合は、当該施設内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。【男女協働子育て支援部、教育推進部】
- ④ 区民等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業者に対し、症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染予防策の徹底を要請する。【各部】
- ⑤ 国の基本的対処方針等や感染状況を踏まえ、感染リスクが高い施設に対する感染拡大防止策（発熱等の症状がある人の入場禁止、施設の使用制限及び休業）の協力を要請する。また、区民に不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。【企画政策部、保健衛生部】
- ⑥ 区の施設及び区が主催する催物において、率先して、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や休止を行う。施設の利用方法や催物の変更内容の周知を徹底し、一部のサービスが低下することの理解と協力を依頼する。【企画政策部、総務部、保健衛生部】
- ⑦ 関係団体及び区の施設内で業務を行う事業者には、各施設で行う感染拡大防止策の協力を依頼する。【企画政策部、保健衛生部、施設管理部、各部】
- ⑧ 都からの要請及び区対策本部の決定に基づき、社会福祉施設に体調不良な方の利用制限を行うよう要請する。【福祉部、保健衛生部】
- ⑨ 区内における新型インフルエンザ等患者の発生時において、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の家族・同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、健康観察の実施、有症時の対応指導等）を行う。【保健衛生部】
- ⑩ 必要に応じて、区内医療機関に個人防護具（PPE）を配付する。【保健衛生部】
- ⑪ 下記の事項について、必要に応じ実施する。
 - ・ 関係団体に対して各種行事の自粛要請【区民部、アカデミー推進部】
 - ・ 区民や事業者等に区民施設等の使用自粛を要請【各部】
 - ・ 利用者に区立社会福祉（通所）施設利用の自粛を要請【福祉部、男女協働子育て支援部、保健衛生部】
 - ・ 民間の事業者に対して利用者への利用自粛を周知するよう依頼【福祉部、男女協働子育て支援部、保健衛生部】
 - ・ 行事等の中止【各部】

(5) 予防接種

接種対象の区職員への特定接種が終了していない場合は、引き続きワクチン接種を行う。

住民接種については、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に実施できるよう、引き続き準備を進める。

緊急事態宣言が行われている場合は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(6) 医療

新型インフルエンザ専門外来を開設し、新型インフルエンザの罹患が疑われる相談センターからの紹介患者の受け入れを引き続き行う。

保健所が入院勧告した際には、感染症指定医療機関は、感染症病床に患者を受け入れる。

- ① 医療機関等に対し、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報、国及び都の動向を踏まえた区の方針を迅速に提供し、専門医療機関（感染症指定医療機関、感染症診療協力医療機関及び感染症入院医療機関）との連絡体制を強化する。【保健衛生部】
- ② 患者の増加に備え、人工呼吸管理が必要な患者や小児の重症患者の受け入れ等において、ブロック協議会において事前に策定した地域医療確保計画に基づき、広域的に連携を図るよう医療機関に要請する。【保健衛生部】
- ③ 事前に確認した入院・外来・診療科目ごとの医療機関受入体制に基づき、医療機関間の連携及び医療提供を進めるよう医療機関に要請する。【保健衛生部】
- ④ 都内感染期における夜間（準夜帯）・休日の外来診療について、医師会や薬剤師会と連携し、輪番制・応援体制などの実施準備を進める。【保健衛生部】
- ⑤ 入院勧告した際には、発生した新型インフルエンザ等の感染性や病原性、患者の症状や全身状態などを勘案し、東京消防庁又は民間搬送事業者に依頼して感染症指定医療機関に移送する。ただし、東京消防庁に移送を依頼する場合は、都（福祉保健局）に調整を依頼する。【保健衛生部】
- ⑥ 院内感染防止策等、必要な情報を引き続き医療機関に提供する。【保健衛生部】

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の安定供給、ライフライン等の維持、高齢者や障害者等の要援護者への支援やごみ処理等について、都内での流行に備えた準備を依頼する。

< 4 都内発生早期 >

また、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に收容するため、臨時医療施設とは別の公共施設を使用する準備を行う。

- ① 外出自粛する高齢者等の食料・生活必需品の調達について、関係団体を通じ、これに努めるよう区内当該業者等にあらためて要請する。【区民部】
- ② 関係団体に、地域の単身高齢者、高齢者のみの世帯、障害者について安否確認を要請する。【福祉部、保健衛生部】
- ③ 社会福祉施設（通所）等に対し、施設の利用自粛要請により在宅となった利用者の状況について早急に電話確認を行なうよう要請する。【福祉部、保健衛生部】
- ④ 在宅で緊急性の高い利用者について、訪問サービスが利用できるよう事業者等に要請する。【福祉部】
- ⑤ 区民及び事業者等にごみ排出抑制を要請する。【資源環境部】
- ⑥ 遺体の一時收容所の確保及び適切な運用を検討する。【総務部、区民部、福祉部、保健衛生部】

5 都内感染期

< 都内感染期 >

○ 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

< 目的 >

- 1 医療提供体制を維持する。
- 2 健康被害を最小限に抑える。
- 3 区民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

< 対策の考え方 >

- 1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- 2 状況に応じた医療提供体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、区民一人ひとりがとるべき行動について理解できるように、積極的な情報提供を行う。
- 3 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減する。
- 4 医療提供体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにして、健康被害を最小限にとどめる。
- 5 欠勤者の増大が予測されるが、区民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 6 住民接種については、体制が整い次第速やかに実施する。
- 7 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) サーベイランス・情報収集

都内感染期には、患者数は増加しており、これまでのサーベイランス等で患者の臨床像等の情報は十分蓄積されている。このため、患者の全数把握の必要性は低下し、医療現場の負担も過大となることから、重症者及び死亡者に限定した情報収集が重要となる。

- ① 東京感染症アラートによる全数検査の中止
地域での流行が拡大した時点で、新型インフルエンザ専門外来を中止するとともに、東京感染症アラートによる全数検査を中止する。【保健衛生部】
- ② クラスタ（集団発生）サーベイランスの中止
地域での流行が拡大し患者報告数が増加した（定点医療機関当たり患者報告数1.0人（週）を超えた）時点で、クラスタサーベイランスに伴うウイルス検査を中止する。【保健衛生部】
- ③ 入院サーベイランスにより、重症化リスクの程度を把握する。【保健衛生部】

(2) 情報提供・共有

都内感染期への移行、入院医療体制の転換など新たな対応について、迅速かつ正確に情報入手・収集するとともに、医療提供体制が一般医療提供体制に切り替わるため、医療機関への受診方法等の情報提供を行う。

食料・生活必需品等に関する情報など、多様な広報手段を活用して情報提供を行い、社会不安の解消及びパニック防止に努める。

ア 区民等への情報提供

- ① 都内の対策を「都内感染期」に切り替えること、流行の警戒を呼び掛け、感染予防策の徹底、不要不急の外出や催物等の自粛など、感染拡大防止策の一層の協力を呼び掛ける。【企画政策部、総務部、保健衛生部】
- ② 発生状況や、医療機関の受診のルールの変更など最新情報を区の広報媒体のほか、関係団体等の協力を得て、区民に情報提供し、風評等による混乱防止を図る。【企画政策部、総務部、保健衛生部】
- ③ 事業者に対して、事業者団体の連絡会の開催や、ファクシミリ等により情報提供し、職場での感染拡大防止策の徹底、利用者への感染予防の呼び掛け、催物等の自粛等を呼び掛ける。【保健衛生部、各部】
- ④ 情報が伝わりにくい高齢者や障害者、外国人などに対しては、関係団体等の協力を得て情報提供するなど留意する。【保健衛生部、各部】

イ 情報共有

- ① 区対策本部として情報を一元的に管理し、情報を集約するとともに、ホームページやツイッター等を活用したリアルタイムの情報提供を強化する。【企画政策部、総務部、保健衛生部】

- ② 区内の社会福祉施設、学校から、速やかに状況報告を受け、必要な対応策を強化する。【総務部、福祉部、教育推進部、保健衛生部】
- ③ 患者等の個人情報の取扱いについては、引き続き、患者等の人権に十分配慮し、誹謗中傷、風評被害を惹起しないよう留意する。【総務部、保健衛生部】

(3) 区民相談

新型インフルエンザ専門外来の設置を終了した後も、引き続き、相談センターで区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。相談体制は、病原性や感染力、一般医療機関での受入れ体制の整備、相談件数など、状況に応じて変更する。

また、区民や事業者等に対し、学校の臨時休業をはじめ、集会等の自粛、区が実施するイベント等の実施方法の変更や延期又は中止など、新型インフルエンザ等の発生の影響を受ける事業について、相談体制を強化する。

- ① 相談センターにおける保健医療に関する相談対応については引き続き平日昼間は区が委託する民間のコールセンターを中心に、休日・夜間は都が民間のコールセンターへ委託し対応する。【保健衛生部】
- ② 新型インフルエンザ専門外来の終了に伴い、相談センターは新型インフルエンザ専門外来への振り分けを終了する。【保健衛生部】
- ③ 新型インフルエンザ等の発生により、イベントの開催や施設の利用等が変更になったものについては、区のホームページなどに情報を再掲して集約するなど、重要な情報発信は複数で行い、利用者への周知を図る。【企画政策部、各部】
- ④ 区民からの相談について、都の相談体制の変更や、区に寄せられる相談内容の変化を踏まえ、相談体制を変更する。【企画政策部、各部】

(4) 感染拡大防止

患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階で、都内感染期へ移行するため、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）を中止し、広く区民や事業者等に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

なお、政府対策本部が都内を対象区域として緊急事態を宣言したときは、都の要請・指示を受けて、区民の不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等を行う

- ① 区立学校（園）、保育園等での流行が確認された場合は、必要に応じ、行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。【男女協働子育て支援部、教育推進部】

- ② 区民及び事業者等に対し、不要不急の外出自粛や時差出勤等の感染予防策を強く勧奨する。また、当該感染症の症状の認められた場合には健康管理・受診の勧奨をする。【企画政策部、保健衛生部、各部】
- ③ 集客施設の管理や催物を主催する事業者には、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や自粛を呼び掛ける。【企画政策部、総務部、保健衛生部、各部】
- ④ 家庭から出る感染性のごみへの対応について、区民への周知を図るとともに、職員への対応の徹底を図る。【資源環境部】
- ⑤ 区は職員体制確保のための方策を講じる。また、様々なサービスが平常時より低下することの理解と協力を依頼する。【企画政策部、総務部、保健衛生部、各部】

(5) 予防接種

住民接種について、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

また、緊急事態宣言が行われている場合においては、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。

- ① 必要なワクチン量の納品が可能であることを医薬品卸業者に確認した上で、集団的接種実施のスケジュール、会場、スタッフ（医療従事者・区職員）等を確定する。【保健衛生部】
- ② 政府行動計画に示されている接種対象者区分（i 医学的ハイリスク者、ii 小児、iii 成人・若年者、iv 高齢者）ごとに接種日時及び接種会場を指定し、実施する。【保健衛生部】
- ③ 指定された日時に接種できない（かった）者への対応、住民接種に関する一般的な相談等については、対応方法をマニュアル化した上で、民間のコールセンターに委託する。【保健衛生部】
- ④ 介護保険施設等での集団的接種についても、同様の基準で実施する。【保健衛生部】
- ⑤ 在宅療養患者等で個別接種が必要な者に対して、在宅療養支援診療所等の協力を得て、自宅等での接種を行う。【保健衛生部】
- ⑥ 住民接種の実施方法について、ホームページの公表やリーフレットの配布を行い、混乱を来たさないよう、理解と協力を求める。【保健衛生部】

(6) 医療

<保健医療に関する対策の細分類>

都内感染期における対策の趣旨は、流行のピークをできるだけ低くして、医療システムの破綻を回避し、新型インフルエンザ患者の健康被害を最小限に抑えることである。入院勧告体制を解除し、軽症患者の外来診療と、重症度に応じた入院医療への転換を行う。

このため、都内感染期においては、通常の体制で入院患者の受入れが可能な「都内感染期・第一ステージ（通常の院内体制）」から、特段の措置により病床を確保する「都内感染期・第二ステージ（院内体制の強化）」、「都内流行期・第三ステージ（緊急体制）」の3つに細分類し、記載する。

新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになる。

このため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接受診する。入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても、通常の感染症診療を行う全ての医療機関が受け入れる。

<第一ステージ（通常の院内体制）>

患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態

- ① 医療機関等に対し、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報や、国や都の方針、入院医療体制の変更を迅速に伝達する。【保健衛生部】
- ② 新型インフルエンザ等の患者の外来診療については、原則として、かかりつけ医が対応する。
かかりつけ医において入院治療が必要と判断した場合には、重症度に応じて受入れが可能な医療機関への紹介又は搬送を行うよう、医療機関に周知する。【保健衛生部】
- ③ 一般病床を有する全ての医療機関が、医療機能に応じて新型インフルエンザ等の患者の入院受入を行い、とりわけ感染症入院医療機関は、あらかじめ都に登録した病床数に応じて、円滑に患者を受け入れるよう、医療機関に周知する。【保健衛生部】
- ④ 重症患者受入可能医療機関の機能を確保するため、区民に対し、外来診療についてはかかりつけ医への受診を促すなど協力を要請する。【保健衛生部】
- ⑤ 抗インフルエンザウイルス薬の流通在庫情報の把握に努め、薬剤師会や医薬品卸業者の協力を得て、薬剤の効率的な分配と集約を図る。【保健衛生部】

< 第二ステージ（院内体制の強化） >

流行注意報発令レベル（10人／定点）を目安とし、入院サーベイランス等の結果から入院患者急増している状態。患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態

- ① 都が入院医療機関に対して、通常の体制では入院受入れが困難となった場合に院内の医療スタッフの応援体制整備、入院期間の短縮や新規入院、手術の一部中止及び延期などの特段の措置を講じるよう要請した場合は、同要請を踏まえ、区内の入院受入体制の強化を図る。
【保健衛生部】
- ② 入院・外来・診療科目等ごとの医療機関受入体制の把握（病院）、医療機関及び薬局の業務継続（閉鎖）状況の把握（医師会・薬剤師会）を行い、地域の医療機能維持を図る。【保健衛生部】
- ③ 夜間（準夜帯）・休日の外来診療について、医師会や薬剤師会に対し、輪番制・応援体制など臨時の対応を依頼する。【保健衛生部】

< 第三ステージ（緊急体制） >

流行警報発令レベル（30人／定点）を目安とし、更に定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態

- ① 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、都が都内医療機関の収容能力を超えたと判断し、既存の病床以外に各医療機関の敷地内（院内の食堂や講堂など）に臨時スペースを暫定的に確保し、備蓄ベッドなどを配置することにより更なる患者の収容を図るよう、医療機関へ要請した場合は、同要請を踏まえ、区内の患者受入体制の強化を図る。【保健衛生部】
- ② 引き続き、入院・外来・診療科目等ごとの医療機関受入体制の把握（病院）、医療機関及び薬局の業務継続（閉鎖）状況の把握（医師会・薬剤師会）を行い、地域の医療機能維持を図る。【保健衛生部】
- ③ 引き続き、夜間（準夜帯）・休日の外来診療について、医師会や薬剤師会に対し、輪番制・応援体制など臨時の対応を依頼する。【保健衛生部】

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の安定供給、ライフライン等の維持、高齢者や障害者等の要援護者への支援やごみ処理等について、対応を要請する。

また、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に収容するため、臨時医療施設とは別の公共施設を使用する。

- ① 特に不足が予想される食料・生活必需品の確保について、都が業界団体（生産者、卸売業者、小売業者、流通業者、運輸業者など）を通じて要請したことを受けて、区内当該業者等にあらためて要請する。【区民部】
- ② コミュニティバス運行事業者と協議の上、バス運行の継続・縮小又は休止を要請する。【区民部】
- ③ 国・都から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、区民の権利利益を保護する。【各部】
- ④ 区民生活を支える事業を継続できるよう、BCP等により、業務を実施する。【各部】
- ⑤ 事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談対応を行う。【区民部】
- ⑥ 高齢者、障害者等の生活を支える訪問サービス事業者等に事業維持を要請するとともに、各事業者間の協働により人員体制を整備する。【福祉部、保健衛生部】
- ⑦ 各関係団体に、高齢者や障害者等の要援護者への支援について、協力依頼する。【各部】
- ⑧ 平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、区民及び事業者にごみの排出抑制について協力を要請する。【資源環境部】
- ⑨ 都及び他自治体と連携し、火葬の適切な実施ができるよう調整する。【総務部、区民部、福祉部、保健衛生部】
- ⑩ 遺体が多数となるような状況の時には、一時収容場所を確保するとともに適切な運用を図る。【総務部、区民部、福祉部、保健衛生部】

6 小康期

< 小康期 >

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行は一旦終息している状況

< 目的 >

区民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。

< 対策の考え方 >

- 1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、医療資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について区民に情報提供する。
- 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) サーベイランス・情報収集

平常時に通年実施しているインフルエンザサーベイランスを継続するが、特に新型インフルエンザ等の再流行及びウイルスの変異による病原性の変化に注意する必要がある。

- ① 新型インフルエンザ等の再流行を早期に探知するため、新型インフルエンザ等が再流行（1.0人/定点医療機関）するまでの間、クラスターサーベイランスを実施する。【保健衛生部】

(2) 情報提供・共有

患者発生の状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を発表し、区民生活や経済活動の速やかな回復を図る。

また、第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供し、情報提供のあり方について評価し、必要な見直しを行う。

ア 区民等への情報提供

- ① 都内の流行の終息を受け、対策を「小康期」に切り替え、不要不急の外出や催物等の自粛など感染拡大防止策を解除し、区民生活及び経済活動の速やかな回復を、区の広報媒体のほか、関係機関やメディアの協力を得て、区民や事業者に呼び掛ける。あわせて、第二波発生の可能性もあることから、それに備えることも呼び掛ける。【企画政策部、総務部、保健衛生部】
- ② 事業者に対して情報提供し、事業活動の速やかな回復を呼び掛ける。【企画政策部、総務部、保健衛生部、各部】
- ③ 高齢者や障害者、外国人等に対しては、関係機関の協力を得て地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。【企画政策部、総務部、保健衛生部、各部】

イ 情報共有

- ① 区の報道発表の一元管理は、区対策本部廃止とともに終了する。【企画政策部、総務部、保健衛生部】

(3) 区民相談

状況をみながら、相談窓口の体制を縮小する。

- ① 区が委託する民間のコールセンターを含め、相談センターは、状況に応じて終了する。また、夜間休日の一般相談も終了する。区は、通常業務において区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。【保健衛生部】
- ② 相談件数の減少に伴い対応人員等を縮小する。【各部】

(4) 感染拡大防止

小康期に移行したことから、感染拡大防止策の協力要請を解除する。

- ① 流行の状況を踏まえ、感染拡大防止策の要請を解除する。また、流行の第二波に備えて、感染拡大防止策を見直し、改善に努める。【総務部、保健衛生部、各部】

(5) 予防接種

接種台帳の整理や接種費用の精算等を行うとともに、第二波に備え、未接種者に対し接種を勧奨する。

- ① 接種台帳を整理し、区民の接種実績を管理する。【保健衛生部】

- ② 文京区民が他の自治体で接種した場合、または、他自治体の住民が文京区で接種した場合について、相手先の自治体と情報の授受を行い、接種費用を精算する。【保健衛生部】
- ③ 未接種者に対する住民接種の実施方法について、ホームページ等で周知する。【保健衛生部】
- ④ 区民の接種状況を踏まえ、住民接種に関する一般的な相談等についての民間のコールセンターへの委託を終了する。【保健衛生部】

(6) 医療

医療機関に対して平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼び掛ける。

- ① 医療機関に対して、平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼び掛ける。【保健衛生部】
- ② 第二波に備えた医療用資器材等の使用状況確認・準備を呼び掛ける。【保健衛生部】
- ③ 新型インフルエンザ等流行期間の地域医療体制を分析し、第二波に向けた修正事項等を検討する。【保健衛生部】

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

区民、事業者等に平常時の区民生活への回復を呼び掛ける。

7 政府の緊急事態宣言時の対応

政府対策本部が緊急事態宣言を行ったときは、直ちに区対策本部を設置するとともに、都の要請等を受けて、以下のとおり対応する。

なお、緊急事態宣言が行われない場合であっても、海外で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認されるなどした場合、対策検討会議を開催し、情報の共有をするとともに、必要に応じて、区対策本部を設置する。

(1) 感染拡大防止

ア 都知事の決定

都知事は、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号。以下「政令」という。）第 11 条による施設の区分ごとに、新型インフルエンザ等の感染リスク、社会生活の維持の観点等を踏まえ、特措法第 24 条及び第 45 条に基づく感染拡大防止に関する措置の対象、期間及び内容について、必要最小限となるよう総合的に判断した上、決定する。

イ 措置の内容

都知事は、施設の管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対して、発生時に国が策定する基本的対処方針、発生した新型インフルエンザ等の病原性及び感染力に応じて、次に掲げる措置から、感染拡大防止と社会経済活動の維持のバランスを鑑み、適時適切に選択し、要請する。

- 施設の使用の停止（特措法第 45 条）
- 感染防止のための入場者の整理（政令第 12 条）
- 発熱等の症状のある者の入場禁止（政令第 12 条）
- 手指の消毒設備の設置（政令第 12 条）
- 施設の消毒（政令第 12 条）
- マスクの着用など感染防止策の入場者への周知（政令第 12 条）
- その他厚生労働大臣が公示するもの

ウ 実施方法

- 区分 1 施設（これまでの研究により感染リスクが高い施設）

都知事は、特措法第 45 条に基づき、学校、保育所、通所の福祉施設等（政令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。

区は、都の要請を受け対応する。

- 区分 3 施設（運用上柔軟に対応すべき施設）

都知事は、特措法第 24 条に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。

特措法第 24 条の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された

施設（政令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。

区は、都の要請を受け対応する。

○区分 1 施設 これまでの研究により感染リスクが高い施設

⇒ 特措法第 45 条に基づき、使用制限も含めて最優先で要請・指示し、その旨を公表する。

ア 学校（ウに掲げるものを除く。）

イ 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

○区分 2 施設 社会生活を維持する上で必要な施設

⇒ 特措法第 24 条に基づき、使用制限以外の措置について協力の要請を行う。

病院、食料品店（百貨店の食品売り場を含む。）、ドラッグストア、銀行、工場、事務所、公共交通機関等

○区分 3 施設 運用上柔軟に対応すべき施設

⇒ 特措法第 24 条に基づき、できる限り使用制限以外の措置について協力の要請を行う。感染拡大の状況に応じ、必要な場合には、特措法第 45 条に基づき、使用制限も含めて要請・指示し、その旨を公表する。

（ウからスまでは、建築物の床面積の合計が 1000 m²を超えるもの）

ウ 大学、専修学校（高等課程を置く専修学校を除く。）、各種学校その他これらに類する教育施設

エ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

オ 集会場又は公会堂

カ 展示場

キ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料等その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売り場を除く。）

ク ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）

ケ 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

コ 博物館、美術館又は図書館

サ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設

シ 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

ス 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

セ ウからスまでに掲げる施設であって、1000 m²を超えないもののうち、厚生労働大臣が定めて公示するもの

(2) 予防接種

国の基本的対処方針の変更を踏まえ、区民に対し、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(3) 医療

区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療提供体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、都が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を継続的に提供できるようにする。

(4) 区民生活及び経済活動の安定の確保

都内発生早期及び都内感染期の区行動計画の必要な事項を実施するとともに、都からの要請があった事項に対応する。